

4 介護保険サービスと障害福祉サービス

○ 介護保険サービスと障害福祉サービスとの関係

65歳以上の方で「要介護認定」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方、又は40歳から64歳の方で介護保険の対象となる病気（特定疾病 ※）が原因で「要介護認定」を受けた方については、介護保険サービスが利用できます。

介護保険サービスを利用できる方は、障害者手帳をお持ちの場合でも、以下のサービスについては原則として介護保険サービスを優先的に利用していただくことになります。

〈優先的に利用していただく介護保険サービス〉

- 福祉用具の貸与・福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給
- ホームヘルパーの派遣
- ショートステイ
- デイサービス
- 訪問入浴サービス など

※ 特定疾病（40歳から64歳の方で介護保険の対象となる病気）

- | | |
|----------------------------|---|
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 多系統萎縮症 | ● 関節リウマチ |
| ● 初老期における認知症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 脊髄小脳変性症 | ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ● 脊柱管狭窄症 | ● がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） |
| ● 早老症 | |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

→ 窓口 〈障害福祉サービス〉

障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

〈介護保険サービス〉

高齢介護課 TEL 21-1460 FAX 22-7731

○ 障害福祉サービス

身体障害、知的障害、精神障害、難病等の方を対象として、下記サービスを提供しています。
サービスの内容や利用方法、サービス提供事業所については、障害者福祉課又は委託相談支援事業所（P1 参照）へお問い合わせください。

なお、各サービスを受けるには事前に手続きが必要ですので、早目にご相談ください。
利用者負担は1割負担です。世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されています。

〈サービス内容〉

① 介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・短期入所（ショートステイ）

② 訓練等給付

- ・共同生活援助
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・宿泊型自立訓練

③ 障害児通所給付

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

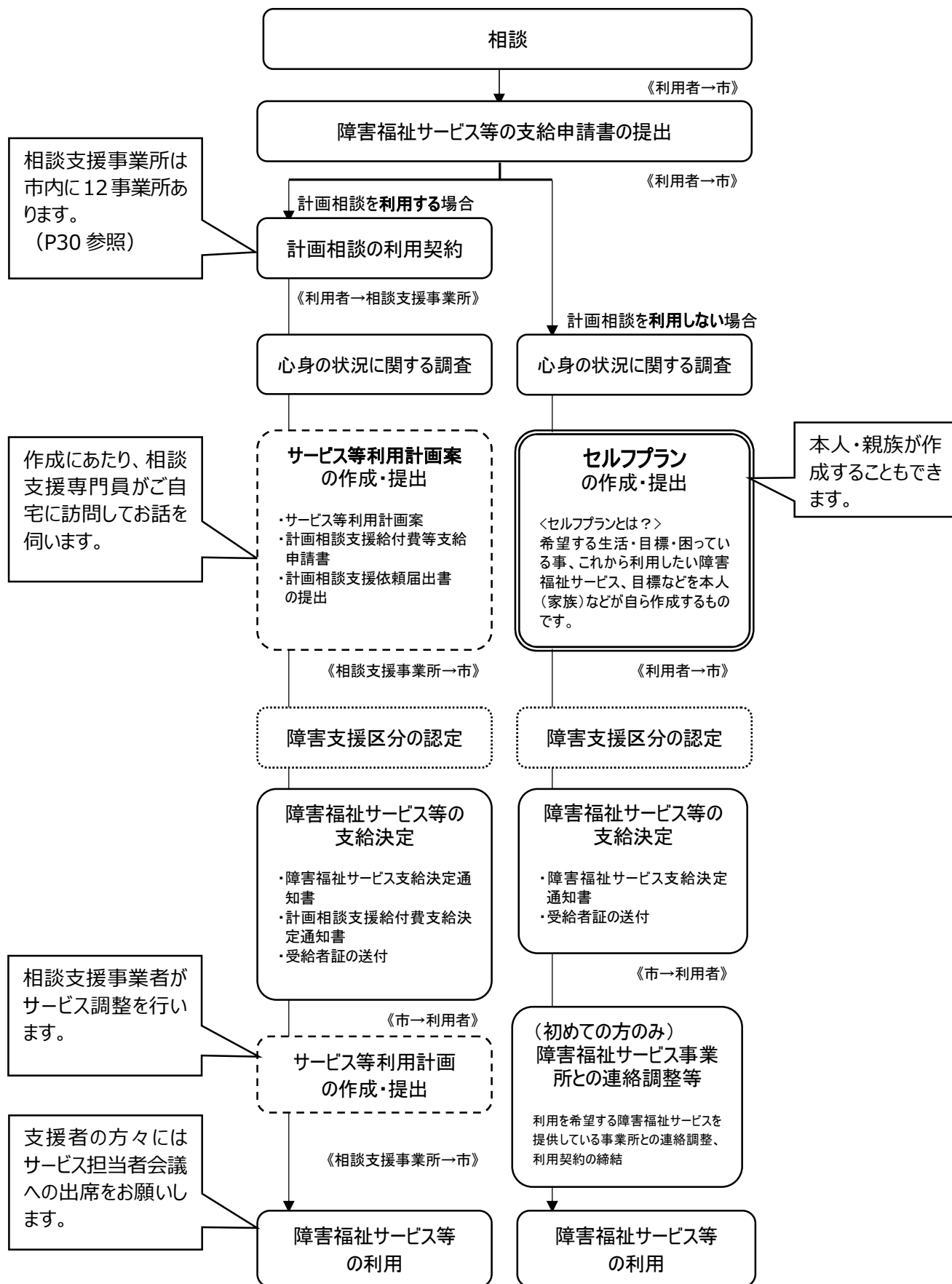
④ 計画相談支援給付

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

⑤ 地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

<障害福祉サービス利用の流れ>



<市内の相談支援事業所>

相談支援事業所	住所・連絡先	指定区分		対象者
		児童	障害者	
①総合福祉エリア相談支援事業所 (社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会)	松山2183 電 話 0493-21-5570 FAX 0493-25-3305	○	○	
②西部・比企地域支援センター (社会福祉法人 昴)	松葉町2-17-43 電 話 0493-81-5310 FAX 0493-81-5315	○	○	
③比企生活支援センター (医療法人 緑光会)	若松町1-14-6 電 話 0493-81-7145 FAX 0493-81-7146		○	
④りあん相談支援センター (社会福祉法人 いずみ会)	御茶山町15-13 電 話 0493-81-5485 FAX 0493-81-5304		○	知的障害 者のみ
⑤指定特定相談支援事業所コアラ (NPO法人 アルパ・ステーション)	早俣1-1 電 話 0493-81-3914 FAX 0493-35-3631	○	○	
⑥相談支援センター雑草 (社会福祉法人 雑草福祉会)	上野本2183-15 電 話 0493-23-8989 FAX 0493-23-8979		○	知的障害 者のみ
⑦相談支援事業所あじさい (一般社団法人 社会福祉相談センター)	東平1753-1 電 話 0493-81-5822 FAX 0493-81-5823	○	○	
⑧相談支援室しんごう (一般社団法人エミーツ)	新郷466-1 電 話 0493-81-3751 FAX 0493-81-3769		○	難病の方 は対象外
⑨指定特定相談支援事業所 ル・ジョックセンター東松山 (特定非営利活動法人東松山 障害者就労支援センター)	箭弓町1-1-7 MAG'ラゲ 東松山1階 電 話 0493-81-5623 FAX 0493-81-5630		○	
⑩オールウェイズ相談支援事業所 (社会福祉法人ルロワ)	下野本1465 電 話 0493-27-6880 FAX 0493-27-6881	○	○	
⑪相談支援センターはまや (特定非営利活動法人はまや)	下唐子1594 電 話 0493-88-9963	○	○	
⑫相談支援事業所ドリーム (合同会社P&Eケア)	大谷3882-1 電 話 050-8881-1432	○	○	

<障害福祉サービスの利用者負担について>

利用するサービス量等によっては利用者の負担が過大になってしまう恐れがあるため、負担の「上限月額」を設定し、利用者の負担が一定以上にならないようにしています。

※ 「上限月額」には有効期間が定められており、少なくとも年一回見直しを行います。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で①・②のいずれかに該当する方	
	① 居宅で生活しており、A・Bのいずれかに該当する方※ A：市民税所得割16万円未満の障害者 B：市民税所得割28万円未満の障害児	9,300円 4,600円
	② 20歳未満の施設入所者で市民税所得割28万円未満の方	9,300円
一般2	市民税課税世帯（一般1に該当する方を除く）	37,200円

※ グループホームに居住する方、宿泊型自立訓練等を受けている方は除きます。

所得区分を判定する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害者及び配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する世帯

一つの世帯に所得のある方が複数名いる場合には、市民税所得割額の合計額で判断します

Q 所得が下がったので有効期間の途中で利用者負担上限額の見直しは可能ですか？

A 可能です。

市民税額の年度の切り替わりは毎年7月1日に行われますので、切り替わり以降に利用者負担上限月額の見直しを行うことができます。見直しの際には障害者福祉課へ申請が必要となります。なお、見直しは申請の翌月から適用となります。

<地域活動支援センター>

施設名	住所・連絡先	内容
比企生活支援センター	若松町1-14-6 電話 0493-81-7145 FAX 0493-81-7146	創作的活動又は生産活動の 機会の提供、社会との交流など を行う施設 (対象者：創作的活動や生産活 動を希望する人など)
地域活動支援センター あすみーる	松葉町2-5-37 電話 0493-21-5593 FAX 0493-21-5604	

5 在宅生活支援

○ 生活サポート事業

障害者手帳・指定難病医療受給者証等のいずれかをお持ちで、在宅生活を送る方に、市に登録された民間サービス団体が以下のサービスを提供します。ただし、公的サービス（障害福祉サービス・介護保険サービス）が受けられる方はそちらが優先されます。

- ・ 車による送迎サービス
- ・ 外出時の付き添いサービス
- ・ 介護スタッフを自宅に派遣するサービス
- ・ 介護スタッフと一緒に事業所内で過ごしたり、宿泊したりするサービス 等

〈利用時間〉 後述の障害者生活支援センター事業と合わせて、一人年間150時間まで

〈利用料金〉 30分につき250円（事業所により別途料金が発生する場合があります）

〈申請手続き〉

- ① ケア・サポートいわはな 又は 障害者福祉課へ申請してください。
- ② ケア・サポートいわはなより利用券（冊子）が郵送で届きます。障害者福祉課で申請した場合は、発行に1週間程度かかります。

〈申請手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか

〈利用方法〉

ご自身又はご家族より事業所に連絡を取り、利用の予約をしてください。利用時に、時間に応じた枚数の利用券を渡すと共に、利用料金をお支払いください。

〈生活サポート事業登録団体〉

事業所名	所在地	電話番号	FAX
ファミリーサポートセンター 昴	〒355-0017 東松山市松葉町 2-17-43	0493-25-3353	0493-25-3732
サポートサービス シャローム	〒355-0005 東松山市松山 1496	0493-27-5070	0493-23-0265
ケアサポート まこと	〒355-0021 東松山市神明町 2-8-17	0493-59-8407	0493-59-8407
ヘルパーステーション コアラ	〒355-0043 東松山市早俣 1-1	0493-81-3914	0493-35-3631
喜和	〒355-0012 東松山市日吉町 3-8	0493-81-5731	0493-24-3867
虹の会 あんずの里	〒355-0051 東松山市白山台 19-2	0493-34-5488	0493-81-7211

事業所名	所在地	電話番号	FAX
あじさい	〒355-0002 東松山市東平 1753-1	0493-81-5822	0493-81-5823
ヒューマンサービス エンジョイ	〒350-0233 坂戸市南町 30-3 ピアパンダ 103号	049-284-7680	049-289-5204
生活支援サービス のぞみ	〒366-0811 深谷市人見 2000	048-501-2950	048-501-2956
パーソナルサポート はなの樹	〒350-0216 坂戸市柳町 44-17	049-298-5175	049-298-5550
埼玉県視覚障害者 社会参加推進協会	〒355-0814 滑川町みなみ野 2-13-9	050-5361-9775	050-3398-2289
モルテン	〒350-0438 毛呂山町西戸 853-6	049-295-1373	049-270-8411
サアラ	〒350-0209 坂戸市塚越 448-9	049-283-0808	049-298-8603
とりにてい	〒355-0132 吉見町大字飯島新田 790-1	0493-88-9431	0493-88-9431
ケアサポート森林	〒355-0814 滑川町みなみ野 2-1 2-6 グリーンハウス 102号	080-3176-4573	0493-77-4918
らんらんサポート	〒355-0227 嵐山町千手堂 39-46	070-8980-1550	
泰（やすらぎ）	〒355-0221 嵐山町菅谷 1072	0493-59-9129	0493-59-9129

→ ケア・サポートいわはな 東松山市松山2615-1 TEL 27-4077
FAX 27-4088
障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 障害者生活支援センター事業

障害者手帳・指定難病医療受給者証等・自立支援医療受給者証のいずれかをお持ちで、在宅生活を送る方に、一時的な介護サービス（一時預かり、外出援助、送迎等）を提供します。

〈利用時間〉 前述の生活サポート事業と合わせて一人年間150時間まで

〈利用料金〉 30分につき250円

〈申請の手続き〉 前述の生活サポート事業と同じ

→ ケア・サポートいわはな 東松山市松山2615-1 TEL 27-4077
FAX 27-4088

○ 訪問入浴

家庭で一人又は家族の介助では入浴することが困難な身体障害者手帳をお持ちの方（要介護・要支援の認定を受けた方を除く）に対し、移動浴そう車による入浴サービスを行っています。利用を希望する場合は事前にご相談ください。

〈費用負担〉 サービス費用の5%（非課税世帯は無料）

事業所名	所在地	電話番号
アースサポート東松山	〒355-0022 東松山市御茶山町 4-8	0493-25-6700

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 機能訓練等

● 障害者生活訓練

身辺、家事管理、福祉機器活用訓練、コミュニケーション訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な訓練を実施します。

→ 埼玉県障害者協議会 TEL 048-825-0707
FAX 048-825-3070

● 聴能訓練

主に乳幼児を対象として、専門医師、言語聴覚士により聴能訓練を実施しています。

→ 皆光園 TEL 048-573-2021
FAX 048-573-2022
そうか光生園 TEL 048-936-5088
FAX 048-932-1311

● 音声機能障害者発声訓練

日常生活における会話が可能となるよう食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を実施しています。

〈対象者〉 病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある方

→ 埼玉銀鈴会 TEL 048-647-1131
FAX 048-778-3541

6 行動範囲の拡大

○ 自動車燃料購入費助成

下記対象者の方に、登録手続き後、ガソリン券を交付します（1枚/月）。市と協定を締結した給油所において、市に登録した自動車に給油した場合のみ、給油額 1,000 円につき1枚使用できます（1,000 円未満の給油額には使用できません）。1回の給油時に使用する枚数の制限はありません。

※ 福祉タクシー利用券との併用はできません。

〈対象者〉

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※ 市内に住所を有する在宅の方に限ります。

〈利用方法〉

給油所のスタッフに申し出て、ガソリン券を切り離さずに冊子ごと渡してください（切り離された券は無効です）。

〈申請の手続きに必要なもの〉

① 障害者手帳

② 車検証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要になります）

※ 本人又は同一世帯の方が所有している車でないと認められません。

※ 所有者又は使用者が法人の車（割賦契約、長期賃貸借契約を除く）は登録できません。

〈協定給油所一覧〉

会社名 給油所名	住 所	電 話
(有)飯島商店 東松山給油所 (ENEOS)	石橋 1536-1	23-1577
榎田商事(有) 東松山中央給油所 (ENEOS)	若松町 1-2-9	22-2028
(有)高坂石油 高坂給油所	高坂 969-4	34-4207
(有)滝沢石油 東松山西給油所 (ENEOS)	松葉町 4-7-18	23-1017
(株)津乃国 森林公園給油所 (ENEOS)	東平 2366-3	39-2145
(有)ヤジマ燃料 東松山中央給油所 (ENEOS)	御茶山町 2-6	22-0238
(有)原オートオイルサービス 東松山IC (KYGNUS)	上野本 212-3	23-2773

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 福祉タクシー利用料金助成

下記対象者の方に、登録手続き後、福祉タクシー利用券を交付します（4枚/月）。タクシー1回の乗車につき1枚使用できます（一般のタクシーの初乗運賃相当額を助成）。ただし、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2枚まで使用できます。

※ ガソリン券・デマンドタクシーとの併用はできません。 ※ 予約料金は除きます。

〈対象者〉

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※ 市内に住所を有する在宅の方に限ります。

〈利用できるタクシー〉

埼玉県乗用自動車協会、埼玉県個人タクシー協会、埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会、彩の国個人タクシー協同組合に加入している事業者及び市と協定書を締結している介護タクシー事業所に限ります。

〈利用方法〉

乗車の際に障害者手帳を提示し、福祉タクシー利用券を乗務員に渡してください。

なお、併せて後述の「タクシー運賃の割引」を受けることができます。

〈登録手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳

〈協定介護タクシー事業所一覧〉

事業所	住 所	電 話	FAX
北都観光福祉タクシー	東松山市松葉町 4-5-1	0493-23-7075	0493-23-7093
青い鳥 熊谷	熊谷市飯塚 412	080-3348-8341	048-588-2563
エール介護タクシー	嵐山町菅谷 359-1	080-8889-1927	0493-62-6375
介護タクシー 金太郎	川越市下松原 713-2	090-9319-9625	049-248-4189
介護タクシー スマイルウェーブ	入間市上谷ヶ貫 573-1	090-2143-2573	04-2936-0353
ケアタクシープラス	坂戸市薬師町 2318-21	049-281-8366	049-281-8366
福祉移送りんりん	鴻巣市北新宿 769	048-501-6737	048-611-7128
ケアタクシーすばる	入間郡毛呂山町岩井西 1-20-11	070-2180-0001	049-295-7150
福祉タクシーサポート くまさん	川口市青木 5-6-20-501	0120-856-810	048-256-7341
ビーゴ・カンパニー	入間郡三芳町北永井 837-77	090-8948-5667	
福祉タクシーアリエル	川越市岸町 3-34-2-702	070-3662-1190	

次ページに続く

事業所	住 所	電 話	FAX
PAS救急サービス	坂戸市元町 20-4	080-5986-9205	049-281-8862
アストケアタクシー	嵐山町廣野 1018	0120-769-232	
ひきあい介護サポート	東松山市加美町 2-39-2	080-8727-2291	
まる屋 介護福祉サービス	深谷市境 606	070-4533-0808	048-572-7471
介護タクシー ばらの花束	東松山市神戸 891	090-4606-0915	

※ 初乗運賃が一般のタクシーと異なる大型タクシーや寝台自動車を利用した場合でも、助成額は一般のタクシーの初乗運賃相当額になります。

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ タクシー運賃の割引

身体障害者手帳 又は 療育手帳 をお持ちの方がタクシーを利用した場合、運賃の10%が割引されます。※ 迎車回送料金、予約料金は除きます。

〈利用方法〉

乗車の際に 身体障害者手帳 又は 療育手帳 を提示してください。

※ 前ページの「福祉タクシー利用券」を併用することができます。

※ デマンドタクシーにおいても割引が適用されます。

→ 各タクシー事業者

○ 福祉車両の貸し出し

不慮の事故等により、一時的に福祉車両が必要となった方に対して、一定期間貸出します。

※ 送迎等に利用するものであり、車いす使用者が運転できる仕様とはなっていません。

〈対象者〉

市内に住所を有し、車いすを使用している方

〈利用方法〉

利用希望日の2ヵ月前の月の初日から5日前までに申請書を社会福祉協議会に提出

※ 運転者の確保が必要です。

※ 運転者が75才以上の場合は、ご家族の同意が必要です。

→ 東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

○ 福祉バスの提供

障害者（児）団体等が更生訓練、研修等を行う場合、車椅子用リフト付大型バス「おおぞら号」（座席29・補助席7・車椅子固定席2名分）の提供を行っています。

→ **窓口** 埼玉県障害者福祉推進課 TEL 048-830-3303
FAX 048-830-4789

○ 駐車禁止適用除外

駐車禁止又は時間制限駐車区間の規制がされている道路において、社会生活上やむを得ない理由により駐車することが必要な場合、申請することで駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

〈対象者〉

障害の区分		障害の級別（参考資料6を参照）	
身体障害者手帳 （歩行が困難と認められる方）	視覚障害	1～3級、4級の1号	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1号及び2級の2号	
	下肢不自由	1～4級	
	体幹不自由	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～4級
	心臓機能障害	1級、3級	
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級		
療育手帳	㊤、A		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

※ 2箇所以上の機能障害がある場合で必ず下肢機能障害が含まれており、身体障害者手帳の等級が4級と記載されている方も対象

※ 身体障害者手帳をお持ちの方で、医師が歩行能力について1キロメートル以上歩行不能であると認めた診断書等を受けている方も対象

→ **窓口** 東松山警察署 東松山市上野本1117-1 TEL 25-0110

○ 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障害のある方やけが人など、歩行が困難な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

なお、この利用証によって、道路上の駐車禁止の除外を受けることや、有料駐車区画の使用料が減免されることはありません。

〈対象者〉

区分		交付基準	利用証の色	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	緑	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上	緑		
	平衡機能障害	5級以上	緑		
	肢体不自由	上肢	2級以上		緑
		下肢	6級以上		緑（※1）
		体幹	5級以上		緑（※2）
		脳原性運動機能障害	上肢機能2級以上		緑
	移動機能6級以上		緑（※1）		
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上	緑		
知的障害者		A以上	緑		
精神障害者		1級	緑		
難病患者		特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑		
けが人等		医師の判断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	オレンジ（※3）	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断書等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	青	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

※1 2級以上の車椅子利用者は青

※2 3級以上の車椅子利用者は青

※3 常時車椅子を使用する場合は青

〈利用証〉

車椅子使用者利用証	その他の障害者、高齢者用	妊産婦、けが人等用
		

〈利用できる駐車区画〉

幅 3.5 メートル以上の「車椅子使用者用駐車区画」と、幅 3.5 メートル未満の「優先駐車区画」があります。区画のある施設は埼玉県のHPから確認できます。

種類	車椅子使用者用区画	優先駐車区画
利用対象者 ◎：利用可能 △：条件付きで利用可能	◎車椅子使用者（青色利用証） △その他の制度対象者（緑色、オレンジ色利用証） ※ 優先駐車区画がない駐車場であり、かつ、区画数に余裕がある場合に限る	◎その他の制度対象者（緑色、オレンジ色利用証） ◎車椅子使用者（青色利用証）
区画の表示		

〈埼玉県GISポータルサイト〉

思いやり駐車場制度協力施設や、オストメイト、ユニバーサルシートなどが設置されたバリアフリートイレ設置施設などの地理情報をマップ上で手軽に閲覧できます。

〈手続きに必要なもの〉

〈次に掲げるいずれか〉

- ① 該当等級の障害者手帳
- ② 特定疾患医療受給者証
- ③ 指定難病医療受給者証
- ④ 小児慢性特定疾病医療受給証
- ⑤ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等（3か月以内のもの）、及び身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

※ 代理人による申請の場合は、代理人の身分証明書も必要です

→ **窓** 〈制度内容全般・電子申請・郵送での交付手続き等に関する問合せ〉

埼玉県福祉政策課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3223 FAX 048-830-4801

〈交付手続き等に関する問合せ〉

東松山市役所障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

高齢介護課 TEL 21-1406 健康推進課 TEL 24-3921

県HP



電子申請



埼玉県 GIS ポータルサイト



7 公共料金等の優遇措置

○ 東武鉄道の障害者割引

身体障害者手帳と療育手帳をお持ちの方とその介護の方（原則第1種のみ）が、鉄道の運賃割引を受けることができます。

〈運賃割引の内容〉

種別	券種	割引内容
第1種	単独乗車	普通 10円単位運賃の5割引 (片道100km 超えて乗車するとき) ※ 他鉄道線へ乗り継ぐ場合は、駅係員にお尋ねください
		ICカード 1円単位運賃の5割引 (東武線を連続100km 超えて乗車するとき)
	介護者つき乗車	普通 ご本人・介護者の方とも、10円単位運賃の5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)
		ICカード ご本人・介護者の方とも、1円単位運賃の5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)
	回数 ご本人・介護者の方とも、5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)	
	定期 ご本人・介護者の方とも、5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料) ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引	
第2種	単独乗車	普通 10円単位運賃の5割引 (片道100km 超えて乗車するとき) ※ 他鉄道線へ乗り継ぐ場合は、駅係員にお尋ねください
		ICカード 1円単位運賃の5割引 (東武線を連続100km 超えて乗車するとき)
	介護者つき乗車	定期 ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引 ただし、ご本人が幼児の場合、その幼児は無料で、介護者の方のみ5割引

※ 障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

※ JRやその他の私鉄も割引を行っていますが、その取扱いが異なる場合があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

〈東武鉄道の割引の受け方〉

- ・ ICカード…乗車駅でタッチし、降車駅では窓口で障害者手帳とICカードを提示。
- ・ 障害者用ICカード…乗車駅・降車駅いずれもタッチのみ。
- ・ 切符…駅の窓口で障害者手帳を提示。なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が、介護者と共に乗車される場合は、自動券売機で小児乗車券を購入し乗車（降車駅では有人改札口をご利用ください）。

→ 窓口 各鉄道窓口

○ バスの障害者割引

対象者	割引乗車券の種類	割引率	利用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・児童福祉法の適用を受ける方（注） 	普通乗車券	5割	<ul style="list-style-type: none"> ・ご乗車の際、手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください ・乗車券購入の際、窓口到手帳を提示してください
	定期乗車券	3割	

（注）施設の責任者が発行する所定の運賃割引証の提示が必要です。

- ※ 介護人・付添人の割引は、各バス会社が認めた場合に限りです。
- ※ 写真が貼付されていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障害者手帳の再交付についてご相談ください。
- ※ バス会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは直接バス会社へお問い合わせください。

● 市内循環バス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することで**無料**になります。

→ 各バス会社

○ 国内航空の障害者割引

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （顔写真の貼付された手帳が必要です）
年齢	搭乗時の年齢が満12歳以上の方
適用範囲	障害者本人の単独利用及び本人と同乗する介護者1名
割引率	航空会社により異なりますので、各航空会社にお問い合わせください

- ※ 搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合には搭乗できません。
- ※ 航空券の購入及び航空機に搭乗の際は、手帳を提示してください。

→ 各航空会社営業所・代理店

○ 有料道路の障害者割引

身体障害者手帳又は療育手帳（㊤・A）をお持ちの方は、事前に登録をすることで、有料道路料金が半額になります。自動車を保有していない場合や、自動車を登録しない場合でも本割引の適用を受けられます。なお、その他の割引との併用はできません。ETCご利用の場合、他の割引と比較して最も低い額となる割引が優先されます。

〈対象者〉

対象となる 障害者の範囲	●障害者本人が運転する場合 ・身体障害者手帳（第1種・第2種）をお持ちの方
	●障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合 ・身体障害者手帳（第1種）又は療育手帳（第1種）をお持ちの方

〈対象となる自動車の車種要件〉

自動車 (ETC登録車は事前登録された自動車1台)	割引適用範囲		
	事前登録 できる自動車	事前登録していない自動車(※1)	
	本人運転・ 介護運転(※2)	本人運転	介護運転(※2)
乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車	○	○	○
二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）	○	○	○
レンタカー・借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

※1 事前登録していない自動車では、料金所係員が、障害者本人が自ら運転又は要介護者の場合は障害者本人が同乗していることを確認のうえ割引が適用されます。

※2 介護運転とは、第1種の障害者手帳をお持ちの方で、障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合です。

〈事前登録できる自動車の所有者要件〉

- ① 本人又は本人の親族等
- ② 本人以外の者の運転が認められる場合で①の者が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している者
- ③ 割賦契約（ローン）又は長期リース（短期レンタカーを除く）で、契約書にて契約中と確認でき、自動車検査証等上の使用者が本割引の対象者本人又は本人の親族等もしくは介護者などの要件を充たす場合

〈割引有効期間〉

割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。ただし、手帳に有効期限がある（次回の判定・要再認定に記載がある）場合は、いずれか短い方が割引の有効期限となります。

割引有効期限が切れている場合は、更新手続きを行わないと割引は受けられません。

更新手続きは、有効期限の2か月前から行うことができます。

〈割引の受け方〉

区 分	E T C車	非E T C車
事前登録した自動車	E T Cレーンを通行	一般レーン等で手帳を提示
事前登録されていない自動車	一般レーン等で手帳を提示	一般レーン等で手帳を提示

※ 割引対象シールに記載された車両番号と、異なる車両番号の自動車で走行した場合も割引の対象となります。その場合は料金所の一般レーン等で手帳を提示してください。

〈手続き〉

1. 窓口で手続きをする場合

(1) 対象となる自動車を登録する場合

〈手続きに必要なもの〉

- ① 身体障害者手帳 又は 療育手帳（両方の手帳をお持ちの方は両方必要です）
- ② 対象となる自動車の自動車検査証（車検証）
- ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

以下は、E T C利用登録をする場合

- ④ E T Cカード（18歳以上の場合は、障害者本人名義のもの）
- ⑤ E T C車載器セットアップ申込書・証明書

(2) 自動車を登録しない場合

〈手続きに必要なもの〉

- ① 身体障害者手帳 又は 療育手帳（両方の手帳をお持ちの方は両方必要です）
- ② 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

2. オンライン申請をする場合

「対象となる自動車を登録する場合」かつ「E T C車」に限り、オンライン申請ができます。ご利用にあたっては、本人確認のため障害者本人のマイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要となります。

《手順》

- ・ オンライン申請受付サイトにて申請
- ・ 有料道路E T C割引登録係から送付された割引対象のシールを、利用者ご自身で障害者手帳に貼り付ける

オンライン
申請受付サイト



《オンライン申請に関するお問い合わせ先》

有料道路E T C割引登録係（平日 9:00～17:00）

TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ NHK放送受信料の免除

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で次の要件に該当する場合は、NHK受信料が**全額又は半額免除**されます。障害者福祉課で免除申請の手続きをしてください。

〈対象者〉

●全額免除

- ・身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方若しくは知的障害者と判定されている方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員にあり、世帯全員が市民税非課税の場合

●半額免除

- ・世帯主（受信契約者）が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（1級・2級）の身体障害者手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（㊤・A）の療育手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

※ 手帳記載の情報が変わった場合や、市民税を課税されることになった場合、障害等級が変わった場合など、免除事由が消滅した場合はNHKまでご連絡ください。

※ また、定期的実施されるNHKによる確認調査によって、免除事由に該当しない場合には自動的に免除が終了となることがあります。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳 ② 印鑑

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

〈問合せ〉 NHK ふれあいセンター TEL 0570-077077

FAX 045-522-3044

○ 保育料等の副食費の免除

在宅障害児（者）のいる世帯、特別児童扶養手当を受給している世帯、障害基礎年金を受給している世帯のうち、保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業（小規模保育事業所等）に在園している子どもがいる場合で、保護者の住民税所得割合計額が77,101円未満の場合は、給食費のうち副食費相当分（3歳児以上に限る）が免除となります。

詳しくは保育課までお問い合わせください。

→ 保育課 TEL 21-1407 FAX 23-2239

○ 郵便料金の減額及び無料扱い

区 分	内 容	取扱い
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの	無 料（3kg以下）
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便㈱が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの	無 料（3kg以下）
定期刊行物の低料第三種郵便物	日本郵便㈱の定めにより承認を受けた第三種郵便物であり、心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	第三種郵便物料金表による ・毎月3回以上発行の新聞紙を内容とするもの50gまで8円 ・その他50gまで15円
心身障害者用ゆうメール	図書館（日本郵便㈱に届け出たもの）と身体に重度の障害がある方又は知的障害の程度が重い方との間で、図書閲覧のために発受する場合	心身障害者用ゆうメール運賃料金表による
点字ゆうパック	点字のみを掲げたもの（日本郵便㈱が定めて表示した条件を満たすものに限る）を運送する場合	点字ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）
聴覚障害者用ゆうパック	日本郵便㈱の指定を受けた施設と聴覚障害者との間で、ビデオテープ、その他の録画物（DVDなど）の貸出し又は返却のために発受する場合	聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）

→ 窓口 東松山郵便局 TEL 0570-088-442
 メールでのお問い合わせ（専用フォームより）
 「日本郵政ホームページ」⇒「よくあるご質問・お問い合わせ」
 ⇒ 「メール（専用フォーム）でのお問い合わせ」
https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/inquiry.html

○ スマートフォン・携帯電話料金の割引

障害者手帳や特定疾患医療受給者証等をお持ちの方は、申請により、割引サービスを受けることができる場合があります。割引内容は携帯電話会社にお問い合わせください。

〈問合せ〉

- ・NTTドコモ 0120-800-000 （一般電話等から無料）
（局番なし）151 （ドコモの携帯電話）
- ・au 0077-7-111 （一般電話から無料）
（局番なし）157 （au電話から無料）
- ・ソフトバンク 0800-919-0157 （一般電話から無料）
（局番なし）157 （ソフトバンク電話から無料）

→ 窓口 各携帯電話事業者、各携帯電話取扱店

○ NTT無料番号案内（ふれあい案内）

下の対象者に該当する方が、番号案内を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって**無料**になります。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳のうち、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
視覚障害	1級～6級
肢体不自由（上肢・体幹・脳原性運動機能障害）	1級・2級
聴覚障害	2級・3級・4級・6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級・4級

- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈手続き〉 「ふれあい案内事務局」まで、FAX又は電話にて、登録希望の旨ご連絡ください。事務局より送付された所定の申込書に必要事項を記入し、障害者手帳の写しとともに事務局へ返送してください。

→ NTT ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174（フリーダイヤル）
FAX 0120-104134（フリーダイヤル）

○ 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害があり一定の要件に該当する方は、自宅など現にいる場所で不在者投票をすることができる制度です。利用する場合は、あらかじめ申請を行うことが必要です。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳のうち、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
免疫、肝臓	1級～3級

- ・戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方

→ 選挙管理委員会 TEL 21-1443 FAX 24-6123